一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費規程

［令和元年６月１８日
制　　定］

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の理事及び職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）（非常勤職員を含む。以下同じ。）並びに本法人が出張を依頼した者の旅費支給に関し、必要な事項を定める。

（旅費の定義）

第２条　本規程において、旅費とは交通費、宿泊費及び日当をいう。

３　前項の規定にかかわらず、沖縄本島内（沖縄本島から陸上交通により旅行が可能な離島を含む。）の旅行については、日当を支給しない。

（旅費の支給）

第３条　本法人の理事及び職員が業務のため出張する場合には、次により旅費を支給するものとする。

２　本法人の理事及び職員以外の者が本法人の依頼に応じ旅行する場合には、その者の職位等に照らし、職員の支給基準により旅費を支給するものとする。

（旅費の支給手続き）

第４条　旅費の支給を受けようとする者は、旅費計算書に必要な書類を提出しなければならない。

２　旅費の支給は、原則として精算によるものとする。ただし、代表理事が認めた場合は、その対象となる旅行の前に予め前項に定める書類を提出することにより、仮払いによる支給をすることができる。

（旅費の計算）

第５条 旅費は，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。 ただし，業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には，その実際の経路及び方法によって計算することができる。

（交通費）

第６条　交通費は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃とし、それぞれ実費を支給する。

２　運賃は、普通車両、普通席などの特別料金を必要としない運賃とする。ただし、鉄道運賃の場合は、急行料金又は特別急行運賃を支給することができる。

（宿泊費）

第７条　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

２　前項の額は、理事については 14,100 円、職員については 10,400 円とする。

（日当）

第８条　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

２　前項の額は、理事にあっては 3,000 円、職員にあっては 2,200 円とする。

（旅費の調整）
第９条 当該旅行における特別の事情により、旅費の一部を支給しないことができる。

（出張報告）
第１０条　出張が終了したときは、その結果を遅滞なく代表理事に報告しなければならない。

（補則）
第１１条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）
第１２条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。